

---

# 境界未画定海域における自制義務

西本 健太郎

Nishimoto Kentaro

---

## はじめに

東シナ海では近年中国による資源開発が活発化しており、日中の地理的中間線付近の中国側海域に現在まで合計16基の海洋構築物が設置されている<sup>(1)</sup>。これに対して日本政府は、日中間では排他的経済水域（EEZ）および大陸棚の境界が未画定であるなかで、中国が一方的な開発を進めていることは遺憾であるとし、一方的な開発行為の中止を求めている<sup>(2)</sup>。このように、複数国間でEEZおよび大陸棚が重複し、境界線に関する合意のない海域（いわゆる境界未画定海域）における一方的な活動は、しばしば関係国間の緊張の原因となってきた。

国連海洋法条約は、関係国がEEZおよび大陸棚の境界画定に関する合意に達するまでの間、「理解及び協力の精神により、実質的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う」（第74条3・第83条3）ものとしている。すなわち、境界未画定海域において関係国は、①暫定取極の締結に向けた努力を行なう義務と、②最終的な合意への到達を阻害しないための努力を行なう義務を負っている。後者の義務は関係国に一定の自制を求めるものであるという意味で、しばしば自制義務とも呼ばれる<sup>(3)</sup>。境界未画定海域における一方的な活動は、この自制義務に違反しないかが問題となる。

もっとも、どのような活動が自制義務に違反するかの判断は、必ずしも容易ではない。国際裁判においては長らく、ガイアナ・スリナム間の海洋境界画定紛争に対する国連海洋法条約附属書VII仲裁裁判所の判断（2007年）が自制義務について直接に判断した唯一のものであった。そのため、自制義務に関する議論はこの仲裁判断が示した基準を中心に展開してきた。しかし、ごく最近になって、国際海洋法裁判所（ITLOS）特別裁判部におけるガーナ・コートジボワール間の海洋境界画定紛争事件（2015年仮保全措置命令、2017年本案判決）のなかで、自制義務に関する判断が示された。本稿では、この2件の国際裁判例を中心に、境界未画定海域における自制義務の内容とその違反への対応に関する理解の現状を検討する。なお、両事件では日中間と同様に石油資源開発が問題となったことから、本稿は主に石油資源（鉱物資源）の開発を対象として自制義務の内容を検討する。

## 1 国際裁判における自制義務

境界未画定海域における自制義務が、境界画定前の一方的活動を一律に禁止する趣旨では

ないことについて、見解はおおむね一致している<sup>(4)</sup>。そもそも第74条3および第83条3はその文言上、一定の活動の実施を予定しているものと解される。また、条約の起草過程では、境界未画定海域における資源の探査・開発活動にモラトリアムを設ける提案が一部の国からなされたが、採用されずに現行の規定となったという経緯も存在する<sup>(5)</sup>。そこで問題となるのは、境界未画定海域における暫定取極に基づかない一方的行為のうち、自制義務に違反するものと、しないものをどのように区別するかである。

#### (1) ガイアナ・スリナム事件

ガイアナ・スリナム事件では、両国間の領海、EEZおよび大陸棚の海洋境界画定と、境界画定前の石油資源開発に関する紛争が、国連海洋法条約附属書VIIに基づく仲裁裁判所に付託された。両国間の係争海域では、ガイアナが複数の民間企業に対して石油探査の許可を付与しており、これを受けて探査活動を行っていたカナダ企業CGX社の掘削船に対してスリナム海軍が退去を命じる事件が発生していた（「CGX事件」）。スリナムはガイアナが係争海域における試掘活動に許可を付与したことが自制義務に違反すると主張したのに対し、ガイアナはCGX事件におけるスリナム海軍の行為が自制義務に違反し、さらに国連憲章の禁ずる武力による威嚇にあたると主張した。

仲裁判断は前提として、暫定取極に基づかない一方的活動であっても、最終的な合意への到達を危うくしまたは妨げるものでなければ、係争海域におけるその実施は許されるとの判断を示した<sup>(6)</sup>。そのうえで、海洋環境に対して物理的変更をもたらす活動は、現状の変化を招来し、最終的な合意到達を阻害することから、暫定取極なしには許されないとする一方で、物理的変更をもたらさない活動は一般に許容されるとした<sup>(7)</sup>。仲裁裁判所はこの判断基準の下で、ガイアナによる試掘の許可は自制義務に違反するが、地震探査の実施は本件の状況の下では自制義務の違反にあたらないとした<sup>(8)</sup>。

仲裁裁判所が採用した海洋環境に対する物理的変更の有無による区別は、仮保全措置に関する国際裁判所の先例とも整合的であると説明されている<sup>(9)</sup>。仲裁判断が特に参照したのは、エーゲ海大陸棚事件における国際司法裁判所（ICJ）の判断である。この事件ではギリシャがICJに対して、ギリシャ・トルコ間の係争海域におけるトルコによる地震探査の中止を命じる仮保全措置を求めていた<sup>(10)</sup>。ICJは最終的に仮保全措置の指示を否定したが、その際に、①地震探査には海底に対する物理的な損害のおそれがないこと、②問題の活動は一時的なものであって施設の設置を伴わないこと、③天然資源の実際の取得その他の利用は行なわれないことを挙げ、トルコの活動はギリシャの権利に対して回復不可能な損害のおそれをもたらすものではないと指摘していた<sup>(11)</sup>。ガイアナ・スリナム事件仲裁判断は、回復不可能な権利侵害が生じるか否かを問題とする仮保全措置の判断基準は、最終的な合意到達の阻害を問題とする自制義務の判断基準よりも厳格であるから、海底への物理的な損害をもたらすか否かを基準としたICJの判断は、自制義務の下で許されない活動を判断するうえでも参考になるとした<sup>(12)</sup>。

ガイアナ・スリナム事件仲裁判断は、境界未画定海域における一方的行為の限界として海洋環境の（恒久的な）物理的変更という一定の基準を提示したものと理解されている<sup>(13)</sup>。も

っとも、この基準を一般化することについては慎重な見解も目立つ<sup>(14)</sup>。特に、地震探査の場合であっても、その実施による情報の取得が最終的な合意への到達を阻害し、また相手方の主権的権利に回復不能な損害をもたらすおそれのあることが指摘されてきた<sup>(15)</sup>。また、仲裁判断自体にも、自制義務に違反しない一方的活動の範囲については、必ずしも明確な基準を示したとは言えない部分がある。仲裁判断は一般論として、海洋環境に対する物理的な変更を生じさせない活動は「一般的には」自制義務に違反しないとする<sup>(16)</sup>。しかし、本件の事案に即したより具体的な検討にあたっては、両当事国が地震探査の許可を付与していたにもかかわらず相手方から異議が提起されていなかったことに言及して、「本件の状況の下では」一方的な地震探査は自制義務に違反しないと判断した<sup>(17)</sup>。ここでは、活動の性質のみならず、関係国の主観的認識も含めた係争海域における紛争の文脈が考慮されていると言える。自制義務は最終的な合意への到達を問題としていることに鑑みれば、こうした考慮は当然とも思える。しかし、活動の性質に着目した一般論が提示されたのとは対照的に、このような考慮も含めた一般的な判断枠組みは示されていない。

## (2) ガーナ・コートジボワール事件

ガーナ・コートジボワール事件では、両国間の領海、EEZおよび大陸棚の海洋境界画定と、係争海域におけるガーナの一方的活動に関する紛争が、ITLOS特別裁判部に付託された。両国間の係争海域のうち、等距離線のガーナ側でガーナが石油資源の探査・開発活動を行っていた。これに対して、コートジボワールが「コートジボワールの海域におけるガーナの一方的活動が、国連海洋法条約第83条3に規定された合意の締結を危うくしまたは妨げない義務の違反を構成する」との判断を求めた<sup>(18)</sup>。コートジボワールはまた、本案判決までの間、係争海域におけるすべての既存の石油探査・開発活動を中止することや、新規の探査・開発活動を許可しないことなどを内容とする仮保全措置も請求した<sup>(19)</sup>。

特別裁判部はコートジボワールによる仮保全措置の請求について、既存の探査・開発活動の中止を命ずることはせず、主にガーナによる新規掘削の中止を内容とする仮保全措置を命じた<sup>(20)</sup>。特別裁判部は、コートジボワールが資源を探査・開発する権利を有する蓋然性があることや、ガーナによる既存の探査・開発活動によって係争海域の物理的な性質に重大かつ恒常的な変更が生じること、そして係争海域の資源に関する情報が取得・利用される点で回復不能な損害が生じるおそれがあることは認めた<sup>(21)</sup>。しかし、すでに行なわれている掘削の停止を命ずると、大きな金銭的損害が生じるおそれがあり、かつ海洋環境に対する重大な危険が生じるとして、すべての探査・開発活動の停止命令を認めることはできないとした<sup>(22)</sup>。

本案判決においても、ガーナによる一方的開発について自制義務違反は認定されなかった。判決は第1に、ガーナは最終的に仮保全措置に従って係争海域における活動を中止したことを指摘した<sup>(23)</sup>。ただし判決は、活動を停止するよう求めるコートジボワールの要求により早い時点で応じることが望ましかったとも述べている。また判決は第2に、ガーナは最終的に自らに帰属することとなった海域においてのみ活動を行っていたところ、コートジボワールは「コートジボワールの海域」における第83条3違反を主張していたことを指摘した<sup>(24)</sup>。これは、コートジボワールは「係争海域における義務違反」ではなく、「コートジボワールの

海域における義務違反」を求めていたのであり、本判決による境界画定の結果としてコートジボワールの海域における活動は結果的になかったため、コートジボワールが認定を求めている意味での自制義務違反はなかったという判断である。判決にとってはこの2点目の理由が決定的であると思われ、要するに特別裁判部は係争海域全体における自制義務違反に関する実質的な判断を回避したということになる<sup>(25)</sup>。

もっとも、判決がガーナ側の活動停止にも触れていることは、なお注目される。この点がどのような意味で第83条3の義務違反を認定しない理由とされているのかはやや判然としない<sup>(26)</sup>。しかし、いずれにせよガイアナ・スリナム事件の判断基準を踏襲するのであれば、海洋環境に物理的な変更をもたらす掘削を後になって中止したことは理由にならないはずである。その限りで、本判決はガイアナ・スリナム事件とは異なるアプローチを採用したとみることもできる。本事件では特に、石油資源の探査・開発について等距離線を境界とする一定の実行の積み重ねがあり、比較的最近になって等距離線のガーナ側の活動について紛争が顕在化していたという事情があった（ただし、これが海洋境界に関する黙示の合意を反映しているとするガーナの主張は退けられている<sup>(27)</sup>）。判決が係争海域で実施されていた活動の性質等ではなくその「停止」を問題とした点は、このような両国間の紛争の文脈を考慮したものである可能性がある。

韓国のペク判事は本案判決に個別意見を付しており、コートジボワールの請求内容という形式的な理由から多数意見に賛成せざるをえなかったとしつつ、自制義務違反の主張に関する検討を行なっている<sup>(28)</sup>。ペク判事は自制義務を「結果指向的な概念」と捉え、問題の行為が最終的な合意への到達を危うくし、または妨げる効果を有するかが重要であるとする<sup>(29)</sup>。その意味で、ガイアナ・スリナム事件仲裁判断のように許容または禁止される活動を一般的・抽象的に特定することはできず、活動の種類、性質、場所、時期および態様等を考慮して、関係国間の関係に照らして判断することが必要であるとしている<sup>(30)</sup>。そして本件では、ガーナがコートジボワールの抗議にもかかわらず、等距離線の近傍で侵襲性の高い活動を継続しており、これは自制義務に違反するものであったと結論づけている<sup>(31)</sup>。

### (3) 国際裁判例の検討

境界未画定海域における自制義務に関するこれまでの2つの事件は、義務の内容について必ずしも明確な基準を提供するものとはなっていない。ガイアナ・スリナム事件は、海洋環境に対する物理的変更の有無という基準を示しており、試掘や開発活動は許されないという判断は、なお有力な指針として受け止められている<sup>(32)</sup>。しかし、物理的変更をもたらさない活動は一般に許されるという点は、その後の議論において支持されていない。学説上は、関係国間の関係の文脈も考慮した柔軟な判断が必要であり、活動の性質に着目した画一的な判断基準を特定することは困難であるとの見解もある<sup>(33)</sup>。前述のように、ガーナ・コートジボワール判決が既存の開発活動の中止を問題としたことは、このようなアプローチと整合的なものとも理解できる。同判決は、自制義務が「理解及び協力の精神により」合意への到達を阻害しないよう努める義務であることも強調しており<sup>(34)</sup>、このような自制義務の理解も活動の性質に基づいた類型的な判断の限界を示唆するものと言える。

ガーナ・コートジボワール事件での仮保全措置に関する判断は、ガイアナ・スリナム事件仲裁判断で採用されたような、仮保全措置に関する判断からの類推によって自制義務の内容を特定するアプローチの限界も示している。ガーナによる一方的な開発活動は海底に恒久的な物理的变化をもたらすものであり、ガイアナ・スリナム事件の基準によれば、自制義務違反にあたるはずである。それゆえに、ガーナ・コートジボワール事件で既存の試掘・資源開発の停止が命令されなかったことについては、一方的開発の既成事実化を許しかねないものとして懸念も示されている<sup>(35)</sup>。しかし、ガーナ・コートジボワール事件における判断はむしろ、仮保全措置に関する判断は本案判決までの権利保全・紛争の悪化を考慮しているにすぎないのであって、近い将来に根本的な解決を必ずしも予定していない境界未画定海域における自制義務に関する判断とは状況がそもそも異なることを示しているとも言える<sup>(36)</sup>。ガイアナ・スリナム事件で採用された基準は、その根拠の観点からも再検討の必要が生じている。

なお、2つの事件では論点とならなかった重要な問題として、自制義務の地理的な適用範囲の問題がある。いずれの事件でも双方が明確な海域主張を行っていたが、東シナ海のように海域に対する主張が必ずしも明確に提示されていない場合には、係争海域の特定自体が困難である。また、仮に権原の重複する海域全体に自制義務が適用されるとすると、過大な海域主張を行なう沿岸国を利することにもなりかねない。そのため、自制義務の地理的適用範囲をそもそも観念すべきではなく、一方的な活動がどの程度最終的な合意到達を阻害するかの評価に尽きるとの見解も主張されている<sup>(37)</sup>。しかし、この点はこれまで十分に議論されてきたわけではなく、東シナ海における自制義務の適用について判断を難しくしている。

## 2 自制義務の違反に対する対応

境界未画定海域における自制義務をめぐっては、どのような一方的行為が義務違反となるかという問題に加えて、義務違反行為が行なわれている場合に、他の関係国にはどのような対応が許されるのかという問題がある。沿岸国である関係国としては、他国による一方的行為を放置すれば海域主張の黙認とみなされ、最終的な海洋境界画定において不利益を被る可能性がある一方で、何らかの対応を行なう際には自らの行為が自制義務違反とみなされないよう確保する必要がある。

### (1) 自制義務違反の活動に対する法執行活動

ガイアナ・スリナム事件では、CGX事件において、ガイアナの許可の下で活動していた掘削船にスリナム海軍が退去を命じていたことも問題となった。仲裁裁判所は、ガイアナによる試掘許可の付与が自制義務に違反するとしたが、スリナム海軍による退去命令も国連憲章第2条4項の禁止する武力による威嚇にあたり、国連海洋法条約上の自制義務にも違反すると判断した<sup>(38)</sup>。仲裁判断は、自制義務の違反を認定するにあたって、スリナムには交渉や義務的紛争解決手続の利用など、他の平和的な選択肢が存在していたことを特に指摘している<sup>(39)</sup>。しかし、この事件でスリナム海軍による退去命令が武力による威嚇として国連憲章第2条4項に違反すると判断された点については批判も多く、海上法執行に伴う実力の行使と国連憲章上の武力の行使との概念的区別と関連して論争を呼ぶこととなった<sup>(40)</sup>。また、本件における

スリナムの自制義務違反の判断は、武力による威嚇としての認定と結びついたものと考えられ、武力の行使または武力による威嚇にあたらぬ法執行活動が自制義務に違反しうるかは、仲裁判断からは明らかではない。

境界未画定海域における法執行活動は関係国間の緊張を高めうることに鑑みれば、平和的な紛争解決手段によるべきとするガイアナ・スリナム事件の仲裁判断の趣旨は、法執行活動全般についても一般的には当てはまると考えられる。他方で、相手方による一方的な活動が開始された後に、交渉や紛争解決手続の開始が沿岸国の利益を保全するために十分な手段であるかについては疑問があるとし、自制義務により法執行活動が一律に禁止されると解すべきではないとする見解もある<sup>(41)</sup>。この点は、自制義務違反について国連海洋法条約の紛争解決手続が利用可能であるかという後述の問題とも連動している。また、境界未画定海域における法執行活動は一般的に自制義務に違反するとしても、先行する相手方の自制義務違反に対する対抗措置として許容される可能性も指摘されている<sup>(42)</sup>。境界未画定海域で一方的な資源開発が行なわれている場合に、関係国が相互に負っている自制義務を理由として他国が不利な立場に置かれるのは衡平を欠く。したがって、緊急性のある場合や他に権利保全の方法がないなどの例外的な場合には、法執行活動による対応を自制義務に反しないものと解する余地はあるものと思われる。

## (2) 義務的紛争解決手続の利用可能性

ガイアナ・スリナム事件仲裁判断は前述のように、境界未画定海域における紛争については、国連海洋法条約の紛争解決手続を利用すべきであるとの立場をとっている。しかしながら、国連海洋法条約第298条1(a)は「海洋の境界画定に関する第15条、第74条及び第83条の規定の解釈若しくは適用に関する紛争」を義務的紛争解決手続の対象から除外する宣言を行なうことを認めている。日本の周辺国では、ロシア、韓国および中国が第298条1に規定されているすべての紛争類型について宣言を行なっている<sup>(43)</sup>。国連海洋法条約第74条3および第83条3に規定されている自制義務に関する紛争が第298条1(a)の定める除外に含まれるとすると、これらの国との関係では、自制義務の違反を条約上の義務的紛争解決手続に訴えることはできないことになる。

この問題については、まず、国連海洋法条約が条約の解釈・適用に関する紛争について義務的紛争解決手続を原則としていることから、例外である「海洋の境界画定に関する」紛争はことさらに広く解釈すべきではなく、したがって自制義務に関する紛争はこれに含まれないという立場がある<sup>(44)</sup>。しかし、例外であることはその範囲を限定的に解釈すべき理由には必ずしもならず、むしろ設けられている例外の内容を条約規定に即して検討すべきである。

もっとも、出発点となる第298条1(a)の文言が、あくまでも「第15条、第74条及び第83条の規定の解釈若しくは適用に関する紛争」の除外を許す趣旨であり、「海洋の境界画定に関する」との語句は挙げられている条文の内容を説明しているにすぎないのか、それとも「第15条、第74条及び第83条の規定の解釈若しくは適用に関する紛争」のうち「海洋の境界画定に関する」ものを限定して除外する趣旨であるのかは必ずしも判然としない<sup>(45)</sup>。文言解釈としては前者のほうが素直であると思われる、ティモール海に関する東ティモールとオーストラリ

アとの間の強制調停事件では、調停委員会の権限に関する決定（2016年）のなかで前者の解釈が採用されている<sup>(46)</sup>。この立場によれば、自制義務を規定する第74条3および第83条3の解釈・適用に関する紛争も、第74条および第83条の解釈・適用に関する紛争には違いないから、第298条1(a)による除外の対象となり、義務的紛争解決手続に付託することはできないことになる。

ただし、この決定は必ずしも詳細な理由付けを伴っておらず、さらなる議論の余地がないわけではない。そもそも選択的除外制度が設けられたのは、一部の紛争は義務的紛争解決手続に委ねるには政治的に敏感な問題であると判断されたためであるとされる<sup>(47)</sup>。第298条1(a)については特に、沿岸国の権限が及ぶ範囲を確定するという海洋境界画定の政治的・経済的重要性を反映したものであり<sup>(48)</sup>、自制義務に関する紛争については、境界画定の基準や方法にかかわらないという意味で、選択的除外が認められた理由が直接には妥当しないとも言える<sup>(49)</sup>。しかし、これに対しては、自制義務の認定にあたって権利の蓋然性を考慮に入れざるをえない場合も考えられ、最終的な境界画定の基準や方法と完全に切り離れた判断が可能であるとは限らないとの反論も考えられる。

## おわりに

境界未画定海域における自制義務の下で沿岸国が実施できる一方的行為の範囲と、自制義務に違反する一方的行為に対して他の沿岸国がとりうる措置をめぐっては、学説上なおさまざまな議論があり、国際裁判においても一貫した判断基準は示されていない。ガイアナ・スリナム事件仲裁判断では一方的活動の限界に関する一見明確な基準が示されたが、仲裁判断を受けた学説の議論、そして最近のガーナ・コートジボワール事件判決では、一方的活動の性質に基づく類型的な判断の限界が意識されるようになってきている。

ガイアナ・スリナム事件以降の展開において、自制義務の内容を一般的・抽象的に特定可能な一定類型の行為を控える義務にとどまらないものと捉える理解がみられるようになってきていることは、東シナ海の現状にとっても参考になる。例えば、中国は東シナ海における資源開発を中間線の中国側にとどめていることをもって自制義務に従ったものと捉えている可能性がある。しかし、自制義務の地理的範囲については見解の相違がありうるとしても、東シナ海における日中関係の文脈に照らせば、2008年6月の共同開発に関する了解にもかかわらず、一方的開発を継続するようになったことは特に重要な意味をもつことになる<sup>(50)</sup>。その一方で、日本の対応としても、中間線の日本側における個々の活動が「理解及び協力の精神」の下で最終的な合意への到達を妨げるものとならないかの点検は重要である。

東シナ海における中国の一方的資源開発を自制義務違反として紛争解決手続に訴える可能性については、本稿で検討したように十分な先例および議論の蓄積がなく、確たる見通しを得ることは容易ではない。第298条1(a)の解釈として自制義務の違反に関する紛争は義務的紛争解決手続からの除外に該当しないという立場にも十分な説得力はあり、選択肢として排除されるべきではないと考えられる。もっとも、そうした手段が実際に紛争の解決に資するののかについては、別途慎重な検討が必要となる<sup>(51)</sup>。

- (1) 外務省『外交青書2018』、外務省、2018年、37-38ページ。
- (2) 外務省「中国による東シナ海での一方的資源開発の現状」〈[https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi\\_shina/tachiba.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/tachiba.html)〉。
- (3) ただし、条文上はあくまでも「最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う」義務であり、「自制義務」という条約にはない表現から何らかの解釈を引き出さないよう注意が必要である。
- (4) Satya N. Nandan and Shabtai Rosenne (eds.), *United Nations Convention on the Law of the Sea: A Commentary*, Martinus Nijhoff, 2002, Vol. II, p. 984; Alexander Proelss (ed.), *United Nations Convention on the Law of the Sea: A Commentary*, Beck/Hart/Nomos, 2017, pp. 578-579, 663; 西村弓「日中大陸棚の境界画定問題とその処理方策」『ジュリスト』1321号(2006年)、55ページ。
- (5) Youri van Logchem, “The Scope for Unilateralism in Disputed Maritime Areas,” in Clive H. Schofield et al. (eds.), *The Limits of Maritime Jurisdiction*, Martinus Nijhoff, 2013, pp. 179-181; 森田章夫「係争海域における活動の国際法上の評価——日中・日韓間の諸問題を手がかりとして」、山本草二編集代表『海上保安法制——海洋法と国内法の交錯』、三省堂、2009年、392ページ。
- (6) Arbitral Award Constituted Pursuant to Article 287, and in Accordance with Annex VII, of the United Nations Convention on the Law of the Sea in the Matter of an Arbitration Between Guyana and Suriname, Award of the Arbitral Tribunal (17 September 2007), *Reports of International Awards*, Vol. XXX, pp. 131-132 (paras. 465-466).
- (7) *Ibid.*, p. 132 (para. 467).
- (8) *Ibid.*, p. 137 (paras. 480-481).
- (9) *Ibid.*, pp. 132-133 (paras. 468-469).
- (10) *Aegean Sea Continental Shelf (Greece v. Turkey)*, Order of 11 September 1976, *ICJ Reports 1976*, pp. 5-6 (para. 2).
- (11) *Ibid.*, p. 11 (para. 30); *Guyana/Suriname Award*, *supra* note 6, p. 132 (para. 468).
- (12) *Ibid.*, p. 133 (para. 469).
- (13) 加々美康彦「係争海域での活動——ガイアナ対スリナム海洋境界画定事件」、小寺彰ほか編『国際法判例百選』(第2版)、有斐閣、2011年、77ページ。
- (14) British Institute of International and Comparative Law (BIICL), *Report on the Obligation of States under Articles 74 (3) and 83 (3) of UNCLOS in Respect of Undelimited Maritime Areas*, BIICL, 2016, pp. 25-26; David Anderson and Youri van Logchem, “Rights and Obligations in Areas of Overlapping Maritime Claims,” in S. Jayakumar et al. (eds.), *The South China Sea Disputes and the Law of the Sea*, Elgar, 2014, p. 220.
- (15) 加々美、前掲注(13)、77ページ、奥脇直也「境界未画定海域の管轄権」、村瀬信也・江藤淳一編『海洋境界画定の国際法』、東信堂、2008年、173ページ。BIICL, *supra* note 14, pp. 25-26; Stephen Fietta, “Guyana/Suriname,” *American Journal of International Law*, Vol. 102, No. 1 (2008), pp. 127-128.
- (16) *Guyana/Suriname Award*, *supra* note 6, p. 132 (para. 467).
- (17) *Ibid.*, p. 137 (para. 481).
- (18) *Dispute Concerning Delimitation of the Maritime Boundary Between Ghana and Côte d’Ivoire in the Atlantic Ocean (Ghana/Côte d’Ivoire)*, Judgment of 23 September 2017, para. 63.
- (19) *Dispute Concerning Delimitation of the Maritime Boundary Between Ghana and Côte d’Ivoire in the Atlantic Ocean (Ghana/Côte d’Ivoire)*, Provisional Measures, Order of 25 April 2015, *ITLOS Reports 2015*, pp. 152-153 (para. 25) 〈<https://www.itlos.org/en/cases/list-of-cases/case-no-23/case-no-23-provisional-measures/>〉。
- (20) *Ibid.*, p. 166 (para. 108). 特別裁判部は、(a) ガーナが係争海域における新たな掘削を行わないことに加えて、(b) ガーナが係争海域における探査活動によって得られた非公開の情報がコートジボワールに不利益に利用されないようすべての必要な措置をとること、(c) ガーナが自ら実施または



その許可の下で実施される活動について、海洋環境に対する重大な損害の発生を防止する観点からモニタリングを行なうこと、(d) 両国は係争海域の海洋環境に対する重大な損害の発生を防止するためにすべての必要な措置をとり、そのために協力すること、および、(e) 両国は協力し、紛争の悪化に繋がるおそれのある一方的活動を控えること、を仮保全措置として指示している。

- (21) *Ibid.*, pp. 163–164 (paras. 88–96).
- (22) *Ibid.*, pp. 164–165 (paras. 99–102).
- (23) *Ghana/Côte d’Ivoire*, Judgment of 23 September 2017, para. 632.
- (24) *Ibid.*, para. 633.
- (25) Nuwan Peiris, “Ghana v. Ivory Coast,” *American Journal of International Law*, Vol. 112, No. 1 (2018), p. 92.
- (26) 理由付けとして説得力を欠くと評価するものとして、Nigel Bankes, “ITLOS Judgment in the Maritime Boundary Dispute between Ghana and Côte d’Ivoire” <[http://site.uit.no/jclos/files/2017/10/JCLOS-Blog\\_271017\\_ITLOS-Judgment-in-the-Maritime-Boundary-Dispute.pdf](http://site.uit.no/jclos/files/2017/10/JCLOS-Blog_271017_ITLOS-Judgment-in-the-Maritime-Boundary-Dispute.pdf)>. Bankes は、自制義務は仮保全措置が指示される前から、これとは独立に存在していたのであり、仮保全措置命令に従った停止によって自制義務の継続的な違反状態は解消できたとしても、それ以前に義務違反がなかったことにはならないと指摘している。
- (27) 判決が本件における問題を「係争海域がコートジボワールによっても主張されていることをガーナが認識するに至った後に」自制義務違反があったか、と表現している点も注目される。*Ghana/Côte d’Ivoire*, Judgment of 23 September 2017, para. 631.
- (28) *Ghana/Côte d’Ivoire*, Judgment of 23 September 2017, Separate Opinion of Judge Paik, para. 1.
- (29) *Ibid.*, para. 6.
- (30) *Ibid.*, para. 10.
- (31) *Ibid.*, para. 16.
- (32) 中谷和弘「境界未画定海域における一方的資源開発と武力による威嚇——ガイアナ・スリナム仲裁判決を参考として」、柳井俊二・村瀬信也編『国際法の実践——小松一郎大使追悼』、信山社、2015年、534ページ。
- (33) Anderson and Logchem, *supra* note 14, pp. 206–207; BIICL, *supra* note 14, pp. 24–25.
- (34) *Ghana/Côte d’Ivoire*, Judgment of 23 September 2017, paras. 629–630.
- (35) Yoshifumi Tanaka, “Unilateral Exploration and Exploitation of Natural Resources in Disputed Areas: A Note on the *Ghana/Côte d’Ivoire* Order of 25 April 2015 before the Special Chamber of ITLOS,” *Ocean Development and International Law*, Vol. 46 (2015), pp. 326–327.
- (36) ガーナ・コートジボワール事件判決に付されたペク判事個別意見は、この点についても指摘している。*Ghana/Côte d’Ivoire*, Judgment of 23 September 2017, Separate Opinion of Judge Paik, paras. 8–9.
- (37) BIICL, *supra* note 14, pp. 29–31.
- (38) *Guyana/Suriname Award*, *supra* note 6, pp. 126, 138 (paras. 445, 483–484).
- (39) *Ibid.*, p. 138 (para. 484).
- (40) Patricia Jimenez Kwast, “Maritime Law Enforcement and the Use of Force: Reflections on the Categorization of Forcible Action at Sea in the Light of the *Guyana/Suriname Award*,” *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 13, No. 1 (2008), pp. 49–91; Tom Ruys, “The Meaning of ‘Force’ and the Boundaries of the *Jus ad Bellum*: Are ‘Minimal’ Uses of Force Excluded from UN Charter Article 2 (4),” *American Journal of International Law*, Vol. 108, No. 2 (2014), pp. 159–210.
- (41) Irini Papanicolopulu, “Enforcement Action in Contested Waters: The Legal Regime,” 6th IHO-IAG ABLOS Conference, *Contentious Issues in UNCLOS — Surely Not?* Monaco, 25–27 October, 2010, p. 4 <[https://www.iho.int/mtg\\_docs/com\\_wg/ABLOS/ABLOS\\_Conf6/S7P2-P.pdf](https://www.iho.int/mtg_docs/com_wg/ABLOS/ABLOS_Conf6/S7P2-P.pdf)>.
- (42) BIICL, *supra* note 14, p. 116, 172. 山本草二「境界未画定海域における法執行措置の背景と限界」『海

洋法の執行と適用をめぐる国際紛争事例研究』(海上保安体制調査研究委員会報告書)、海上保安協会、2008年、113ページ。

- (43) Russian Federation: Declaration made upon ratification, *Law of the Sea Bulletin*, No. 34 (1997), p. 9; Republic of Korea: Declaration pursuant to Article 298, 18 April 2006, *Ibid.*, No. 61 (2006), p. 14; China: Declaration under Article 298, 25 August 2006, *Ibid.*, No. 62 (2006), p. 14.
- (44) 中谷、前掲注(32)、534ページ。
- (45) Van Logchem, *supra* note 5, p. 195.
- (46) In the Matter of a Conciliation before a Conciliation Commission Constituted under Annex V to the United Nations Convention on the Law of the Sea between the Democratic Republic of Timor-Leste and the Commonwealth of Australia, Decision on Australia's Objections to Competence (19 September 2016), paras. 93–97. なお、本件は第298条1(a)が選択的除外の対象としている紛争について、「条約の効力発生の後に生じ、かつ、紛争当事者の交渉によって合理的な期間内に合意が得られない場合」に、いずれかの紛争当事者の要請により受け入れることとなっている国連海洋法条約附属書Vの下の調停事件である。調停委員会の権限に関する決定については、玉田大「国連海洋法条約附属書V調停事件(東チモール/オーストラリア)権限抗弁に関する決定(2016年9月19日)」『神戸法学雑誌』66巻3・4号(2017年)、119–134ページ参照。
- (47) Proelss, *supra* note 4, p. 1921.
- (48) Natalie Klein, *Dispute Settlement in the UN Convention on the Law of the Sea*, Cambridge University Press, 2005, p. 257.
- (49) 西村弓「海洋紛争の解決手続と法の支配」『国際問題』第666号(2017年)、42ページ。
- (50) 外務省「東シナ海における日中間の協力について(日中共同プレス発表)」〈[https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi\\_shina/press.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/press.html)〉。
- (51) この点について、西村、前掲注(49)、41–45ページ。